

令和 4 年 度

# 八代市議会総務委員会記録

---

## 審 査 ・ 調 査 案 件

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 1. 副委員長辞任の件 .....   | 1   |
| 1. 副委員長互選について ..... | 2   |
| 1. 9月定例会付託案件 .....  | 2   |
| 1. 所管事務調査 .....     | 2 3 |

---

令和 4 年 9 月 3 0 日 (金曜日)

## 総務委員会会議録

令和4年9月30日 金曜日

午前10時00分開議

午前11時58分閉議（実時間107分）

### ○本日の会議に付した案件

1. 副委員長辞任の件
1. 副委員長互選について
1. 議案第64号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第5号（関係分）
1. 議案第74号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）
1. 議案第65号・八代市過疎地域持続的発展計画の変更について
1. 議案第68号・八代市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
1. 議案第69号・八代市職員退職手当支給条例の一部改正について
1. 議案第70号・職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
1. 議案第75号・八代市手数料条例の一部改正について
1. 所管事務調査
  - ・行財政の運営に関する諸問題の調査
  - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

### ○本日の会議に出席した者

委員長 古 嶋 津 義 君  
副委員長 橋 本 貴 喜 君  
委員 田 方 芳 信 君  
委員 高 山 正 夫 君  
委員 堀 徹 男 君  
委員 村 川 清 則 君  
委員 山 本 敬 晃 君

※欠席委員

君

### ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

### ○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長 野々口 正 治 君  
財務部次長 岩 瀬 隆 敏 君  
財政課長 續 良 彦 君  
総務企画部  
企画政策課長  
（政策審議監担当兼務） 角 田 浩 二 君  
市長公室  
人事課長 田 中 博 己 君  
市民環境部  
市民課長 上 角 愛 美 子 君

### ○記録担当書記

緒 方 康 仁 君

（午前10時00分 開会）

○委員長（古嶋津義君） それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

### ◎副委員長辞任の件

○委員長（古嶋津義君） 高山正夫副委員長から、令和4年9月12日に辞任願が提出されました。

本件は、委員会構成に関する先決事件であることから、副委員長辞任の件を議題といたしません。

除斥により、高山正夫委員の退席をお願いいたします。

（委員高山正夫君、退室）

○委員長（古嶋津義君） お諮りいたします。

本件は、申出のとおり、辞任を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） 御異議なしと認め、申出のとおり、高山正夫委員の副委員長の辞任を許可することに決しました。

高山正夫委員の除斥を解きます。

（委員高山正夫君、入室）

---

#### ◎副委員長互選について

○委員長（古嶋津義君） ただいま、副委員長が欠員となりますので、これより副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

副委員長の互選は、本来ならば投票によるのが原則ですが、指名推選の方法によることもできます。いかがいたしましょうか。

○委員（田方芳信君） 指名推選でお願いしたいと思います。

○委員長（古嶋津義君） ただいま、指名推選ということ。ほかに御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） じゃあ、しばらく小会いたします。

（午前10時03分 小会）

---

（午前10時06分 本会）

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

それでは、指名推選の方法により行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、指名推選の方法により行います。

どなたか副委員長を指名される方はございませんか。

○委員（田方芳信君） はい。

○委員長（古嶋津義君） それでは、田方委員から指名していただきたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） 御異議なしと認め、田方委員、御指名をお願いいたします。

○委員（田方芳信君） 橋本貴喜委員をお願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） 今、橋本貴喜委員という御指名がありました。

これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） 御異議なしと認めます。

よって、橋本委員が副委員長に当選されました。

副委員長に当選されました橋本委員の就任の御挨拶をお願いいたします。

副委員長、副委員長席へお願いします。

（副委員長橋本貴喜君、副委員長席に着く）

○委員長（古嶋津義君） じゃあ、橋本委員の副委員長就任の御挨拶をお願いします。

○副委員長（橋本貴喜君） 副委員長になりました橋本でございます。

古嶋委員長とともにですね、この総務委員会、しっかり頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） 小会いたします。

（午前10時08分 小会）

---

（午前10時10分 本会）

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

なお、令和2年7月豪雨に関連する予算、事件、条例案等につきましては、特別委員会に付託となりますので、御承知おきます。

◎議案第64号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第5号（関係分）

○委員長（古嶋津義君） それでは、最初に予算議案の審査に入ります。

まず、議案第64号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等及び歳出の第2款・総務費について、財務部から説明をお願いします。

**○財務部長（野々口正治君）** 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の野々口でございます。本日は大変お世話になります。

本日、総務委員会に付託されました議案につきまして、まず、予算議案の第64号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第5号、並びに第74号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第6号の歳入及び歳出の総務費を岩瀬財務部次長が説明いたします。

また、事件議案の第65号、条例議案の第68号から70号及び75号の5議案につきましては、各関係課長が説明をいたします。

どうぞよろしく願いをいたします。

**○財政部次長（岩瀬隆敏君）** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の岩瀬でございます。よろしく願いいたします。失礼しまして、着座にて説明いたします。

それでは、お手元のタブレットにて、議案第64号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第5号をお願いいたします。

1ページをお願いします。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ7億2060万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ6億51560万円としております。

また、第2条で繰越明許費の補正を、第3条で債務負担行為の補正、第4条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては、4ページの表で説明いたします。

それでは、4ページをお願いします。

まず、第2表、繰越明許費補正でございます

が、本年度内の完了が見込めない事業について、繰越明許費の設定を行っております。上段の表で、款7・土木費、項6・住宅費の災害公営住宅整備事業（豪雨災害）、3億1380万円でございます。これは、藤本・大門地区及び中津道地区に災害公営住宅を建設するものでございますが、年度内完了は困難であることから繰り越すものでございます。

次に、中段の表になります。

第3表、債務負担行為補正でございますが、図書館システム保守点検業務委託（ICタグ追加）で、限度額を23万1000円、図書館システム使用料（ICタグ追加）で17万4000円としております。これは、新型コロナウイルス感染防止対策として、図書館の窓口業務の非接触化の推進のためICタグを導入するものでございますが、このうち当該システムをICタグに対応させるために追加で必要となる保守点検及び使用料について、期間を現在の契約期間に合わせまして令和5年度から令和6年度までとするものでございます。

次に、下段の表、第4表、地方債補正でございますが、土地改良事業では、8960万円に1010万円を追加し、補正後の限度額を9970万円、その下、公営住宅整備事業では、4180万円に5440万円を追加し、補正後の限度額を9620万円としております。

なお、詳しい内容は、後ほど歳入、款22・市債で説明いたします。

続きまして、歳入の内容でございます。

8ページをお願いします。

上段の表、款1・市税、項2、目1・固定資産税、節1・現年課税分で2932万8000円を追加しております。今回の補正予算の一般財源とするものでございます。

次に、中段の表、款15・国庫支出金、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金の新型コロナウイルス感

染症対応地方創生臨時交付金7533万2000円は、新型コロナウイルス感染症対策事業のうち、生活交通確保維持分で、タクシーチケットや高速バス乗車券の補助の支援の一部として800万円。また、情報発信支援分で、安心なまちやつしろプロジェクトと連携した取組への支援の一部として150万円。また、予防対策継続支援分で、感染再拡大の防止のため、対面での接客等を行う事業者に対し、実施に要する経費の支援の一部として4050万円。また、商店街にぎわい回復環境整備支援分で、商店街機能向上を図る環境整備のため、本町二丁目及び三丁目を実施するアーケード照明のLED化などに係る経費の支援の一部として200万円。さらに、図書館管理運営分で窓口業務の非接触化の推進のため、ICタグを導入する経費の支援として2333万2000円。これらの事業を補助する国の交付金でございます。

次の目4・土木費国庫補助金、節3・住宅費補助金1億6334万4000円のうち、説明欄の1つ目、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金173万7000円は、吹きつけアスベスト施工建築物の所有者に、除去等の経費の一部を補助する吹きつけアスベスト除去事業や、土砂災害のおそれのある地域内の危険住宅からの移転を促進するためのがけ地近接等危険住宅移転事業における国の補助金で、補助率はそれぞれ2分の1でございます。

説明欄の2つ目、住宅建設費補助金1億6160万7000円は、令和2年7月豪雨災害で自立再建が難しいと考える被災者のため、藤本・大門地区及び中津道地区の災害公営住宅の建設工事に係る経費を補助する国の補助金で、補助率はそれぞれ4分の3及び3分の1でございます。

次に、下段の表、款16・県支出金、項2・県補助金、目1・総務費県補助金、節1・総務管理費補助金の新型コロナウイルス感染症対応

総合交付金は、5200万円を追加しております。これは、先ほど、款15・国庫支出金で申しました新型コロナウイルス感染症対策事業に係る経費の一部を補助する県の交付金で、交付率は2分の1でございます。

9ページをお願いします。

上段の表、目2・民生費県補助金、節1・社会福祉費補助金1億5081万9000円のうち、説明欄の1つ目、民生委員・児童委員活動助成費補助金304万円は、民生委員・児童委員の活動を強化するため、八代市民生委員児童委員協議会に対して、生活困窮者等支援強化分として、1地区16万円で19地区分の助成金が追加されるものでございます。

説明欄の2つ目、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金1億357万5000円は、地域密着型サービス事業などで事業所の整備を行う4施設、及び説明欄3つ目、施設開設準備経費助成特別対策事業補助金4420万4000円は、事業所の開設に必要な備品等を整備する5施設に係る経費の一部を補助する県の補助金で、補助率はそれぞれ10分の10でございます。

次の目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金4955万2000円のうち、説明欄の1つ目、がまだす里モン支援事業補助金8万2000円は、農山漁村地域の活性化のため、住民主体の地域活動として、二見平野地区棚田保全会が行う棚田米のブランド化の取組を支援するために要する経費の一部を補助する県の補助金で、補助率は2分の1でございます。

説明欄の2つ目の農地利用効率化等支援交付金232万3000円は、地域が目指すべき将来の集約化に向け、生産の効率化に取り組む1事業者が行う内張りカーテン装置の導入に要する経費の一部を補助する県の交付金で、交付率は対象経費の10分の10でございます。

3つ目の新規就農者育成総合対策事業補助金

3704万3000円は、新規就農者に対し、経営開始時の資金を支援するため、11の経営体が行う事業の経費の一部を補助する県の補助金で、補助率は対象経費の10分の10でございます。

4つ目の地籍調査事業補助金1010万4000円は、補助金の内示が当初の予定より増額されたことに伴い、泉町柿迫の一部を調査する経費を補助する県の補助金で、補助率は4分の3でございます。

次の目5・土木費県補助金、節2・住宅費補助金の住宅・建築物安全ストック形成事業補助金は、86万8000円を追加しております。これは、先ほど国庫支出金で申しました吹きつけアスベスト除去事業や、がけ地近接等危険住宅移転事業に係る経費の一部を補助する県の補助金で、補助率は4分の1でございます。

次の目9・商工費県補助金、節1・商工費補助金の熊本県民の未来につなぐ森づくり事業補助金は、100万円を追加しております。これは、森林公園の整備や機能充実を図るため、泉町の釈迦院の森公衆トイレ補修に要する経費の一部を補助する県の補助金で、補助率は10分の10、でございます。

次に、下段の表、款19・繰入金、項1・基金繰入金、目18、節1・財政調整基金繰入金の1億2479万3000円は、今回の補正予算の一般財源とするものでございます。

10ページをお願いします。

上段の表、款21・諸収入、項4、目5、節8・雑入で、工作物解体補償金906万4000円を追加しております。これは、県道の拡幅工事に伴い、久多良木社会教育センターのプール等の解体に係る費用の一部に対する県からの補償分でございます。

次に、下段の表、款22、項1・市債、目4・農林水産業債、節1・農業債で、団体営土地改良事業1010万円を追加しております。

これは、八代平野北部土地改良区、八代平野南部土地改良区及び八の字土地改良区が実施する団体営事業に要する経費の一部に充てるもので、充当率90%の一般補助施設整備等事業債でございます。

その下、目6・土木債、節5・住宅債で、災害公営住宅整備事業5440万円を追加しております。これは、先ほど国庫支出金で申しました藤本・大門地区及び中津道地区の災害公営住宅の建設工事に係る経費の一部に充てるもので、充当率100%の公営住宅建設事業債でございます。

以上が歳入の説明でございます。

引き続き、歳出のうち、総務費を説明いたします。

11ページをお願いします。

上段の表になりますが、款2・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費で45万9000円を追加しております。これは、デジタル化の基盤となるマイナンバーカードの普及促進や活用、併せて職員の意識改革を図るため、マイナンバーカードを活用した出退勤管理システムの整備に要する費用としまして、節10・需用費25万6000円は、消耗品やマスクングカードの印刷製本費、節17・備品購入費20万3000円は、マイナンバーカード対応のカードリーダー45台に係るものでございます。

その下、目7・交通防犯対策費で1600万円を追加しております。これは、新型コロナウイルス感染症対策事業のうち、生活交通確保維持として、市民や観光客の移動需要の喚起とともに、交通事業者に対する経営支援を行うため、タクシーチケットの割引事業として額面5000円のチケットを3000円で5000セット販売する経費及び販売事務経費として1100万円。高速バス運賃割引事業として、高速バス・すーぱーばんぺいゆの大人片道乗車券1

回の利用につき500円割引する1万枚分の経費として500万円を補助するものでございます。

なお、これらの事業期間は、本年10月から令和5年2月末までとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（高山正夫君） 民生費ですけども、304万円ですかね。1地区当たりが16万円ということでお伺いしたんですけど、これは大小関係なく一律16万円ちゅうことですか。地区によっては人口比が全然違うので、その辺りいかがかなと思うんです。

○委員（堀 徹男君） 小会、いいですか。

○委員長（古嶋津義君） じゃあ、しばらく小会します。

（午前10時30分 小会）

（午前10時31分 本会）

○委員長（古嶋津義君） じゃあ、本会に戻します。

ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） 歳入に関してはですね、まあいいと。歳出の部分でお尋ねしたい前に、御説明のありました新型コロナウイルス感染症対策事業（生活交通確保維持）について、先もってちょっと資料の請求をお願いしたいので、委員長、よろしいでしょうか、内容について。

○委員長（古嶋津義君） はい。

○委員（堀 徹男君） 一般質問でもですね、何か取り上げられとったと思うんですけど、この新型コロナウイルス感染症対策事業（生活交通確保維持）のタクシーチケットの利用実績の数字あたりをですね、一般質問の中で御披露が

あったと思うんですけど、この総務委員会の審査においてですね、資料をいただいて、それを基に、数字を見ながらですね、進めさせていただきたいと思うので、利用実績のですね、数字みたいなの資料をちょっと請求したいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（古嶋津義君） 前もって担当課のほうに資料を用意するようになっておりましたが。ただいま、堀委員から新型コロナウイルス感染症対策事業（生活交通確保維持）について資料請求の申出がありました。

お諮りをいたします。

本委員会として資料を請求することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

（資料配付）

○委員長（古嶋津義君） 堀委員から質問ありますか。

○委員（堀 徹男君） すみません、もうちょっと資料をゆっくり読んでからですね、したかったんですけど、基本的に準備したやつをお尋ねさせていただきますけど、一般質問の中でですね、タクシーチケットの件ですね。お客さんのニーズの世代のような数字をですね、お答えされとったと思うんです。そのほかに、今回第3弾ということで、事業を用意されてると思うんですが、1回目、2回目のあたりのその実績の数字、何枚販売して、その完売してという、同じような数字のですね、この資料に基づいて少し説明をいただいてもいいですか。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（角田 浩二君） 企画政策課、角田でございます。

報告が遅れまして、大変申し訳ありませんでした。

今お配りしました資料につきましては、令和3年度に行いましたタクシーチケットの販売実

績となります。

1 ページ目が、各校区別の販売の実績でござ  
います。2 ページ目が、各年代の割合となりま  
す。

こちらでありますと、地区別でいきますと大  
体平均的に売れているような状況でございま  
す。

販売を企画いたしました5000セットにつ  
きましては、全部完売をしております。もうこ  
れが大体3か月程度で90%以上売れるという  
ような流れとなっております。

それで、年代の割合といたしましては、やは  
り高齢者の方の御購入が多うございました。大  
体一番多かったのが70代の方の御購入が多う  
ございまして、割合といたしましては33.  
4%となり、60代以上の方で大体7割強を御  
購入されてるという形になります。

第2弾のほうも大体完売をさせていただいた  
ところでございます。

御説明は以上とさせていただきます。

○委員（堀 徹男君） ありがとうございます  
た。

1枚目の資料を見せていただくそうですね、市  
民の皆さんに対するいいサービス提供されてい  
ると思うんですよ。

しかしながら、タクシーをですね、利用した  
ほうが、オンデマンドの移動に対してですね、  
便利なタクシーが、坂本であったりとか二見で  
あったりとか、市内の中心部から遠いところの  
方ですね、販売実績がこれからいくとあまり  
多くないのかなというふうに見受けられます。

どんな販売方法を取るかでですね、満遍なく  
とは言いませんけど、市民の皆さんにできれば  
たくさん行き渡るようにですね、するような販  
売方法もですね、考えたほうがよかったんじや  
ないかなと思います。

で、その販売方法についてちょっと、どんな  
施策を取られたのかというのについてお伺いし

たいと思います。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（角田  
浩二君） 令和3年度の販売の方法といたしま  
しては、タクシー会社の事務所で販売、それ  
と、タクシーの中で乗車中に販売ということ  
をさせていただいております。

以上です。

○委員（堀 徹男君） となると、やっぱりで  
すね、タクシーに乗る機会がそもそも少ないと  
か、販売の拠点がなくてかかっていうと、やっ  
ぱ坂本辺りになるとですね、それが、あんまり  
数字が伸びてこないのかなというふうに思うん  
ですよね。

後で意見としては申し上げますけど、一応、  
販売方法についてもですね、あと一ひねりあつ  
てもいいのかなというふうに思います。

と、続けてよろしいですか、委員長。

○委員長（古嶋津義君） はい、どうぞ。

○委員（堀 徹男君） 市民の皆さんのです  
ね、ニーズと、それから提供するサービスのマ  
ッチングというのがうまくできてるのかなとい  
うふうに、どのようにお考えなのかなと。今ま  
での総括を踏まえてですね。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（角田  
浩二君） 先ほども御説明しましたように、か  
なり早いタイミングで完売をするということ  
でございまして、市民の皆様にも喜ばれてい  
るのかなということで考えております。また、事  
業者のほうからも、大分、その利用が出てき  
てということで、喜ばれたと考えております。

以上です。

○委員（堀 徹男君） 今回も5000セット  
の販売ということなんですが、いただいた資料  
の2ページを見ますとですね、やっぱり60  
代、70代、80代という方々の御利用が多い  
というふうに分析できるのかなと思うんです  
よね。

一番多いのが病院というかお買物。車の免許



返納されてる年代の方々が、このタクシーの利用についてはですね、非常に役に立つ事業をされてるんじゃないかなと思います。

今回5000セットということで、発売から3か月でね、今、完売してしまうというような状況だったというふうにお伺いしたんですが、これは予算的に1100万円だったかな、商品だけで。限界だったと。もう少し増刷できるような部分はなかったのかなということについて、お尋ねをしたいと思います。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（角田浩二君） 失礼いたします。

一応販売は、大体3か月でだったんですけども、御利用からいくと、やはりちょっと時間が必要になりますので、ちょっとそういう利用の期間と、あとはそのチケットのですね、今度は、事務処理。換金とかの事務処理のことを考えますと、5000冊が大体適当であろうということで、事業者の方ともお話をさせて決まらせていただいております。

○委員（堀 徹男君） 委員長、分かりました。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（山本敬晃君） 人事関係一般事務事業についてなんですけども、マイナンバーカードは、基本、任意だと思んですけども、出退勤管理システムで活用されるということになれば、これ、職員の皆さんは、皆さんもうマイナンバーカードを取得するという形になるんですかね。

○人事課長（田中博己君） 人事課の田中でございます。

委員御質問の答えですけれども、マイナンバーカードの取得は任意でございますので、強制ではなくて、お願いをしていこうというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（山本敬晃君） お願いというか、それは上司の方から例えば部下の方に対して、強制ではないということですよ。強制じゃなくて、お願いされて、その場合、もし断られた職員の方の出退勤管理というのは、どのようになるんですかね。

○人事課長（田中博己君） 代替措置のほうをですね、考えております。（委員山本敬晃君「具体的に」と呼ぶ）

別に番号をですね、振り出しまして、それを入力していただくとかですね、あと、所属長の確認を取って書類で出すとか、今後ですね、その辺あたりもですね、含めまして、どういったものが適当であるかですね、考えまして対応していきたいと思っております。

ただ、市民の方にもですね、マイナンバーカードの取得のほうを推進しますので、やはり市の職員もですね、率先して取っていただきたいというふうに考えておりますので、協力で御理解をですね、求めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員（山本敬晃君） ちなみに、今現在での職員の方のマイナンバーカードの取得率ってのは、何か数字はありますか。

○人事課長（田中博己君） 現在、約89%でございます。

○委員長（古嶋津義君） いいですか。

ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） すいません。もう1個タクシーチケットの件についてお尋ねをさせていただきますんですけど、販売開始というか、事業期間が10月から令和5年の2月末までの予定というふうに御説明いただいたんですが、採決は5日ということで、予算が通過してですね、それから、事業者さんあたりと調整したり、チケットを印刷したりという事務処理手数があったりとか、実際、販売されるところの手

元にですね、渡って、販売開始になるという日にちぐらいというのは、大体どれぐらい見越されていますか。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（角田浩二君） 失礼いたします。

販売開始日予定についてですが、10月の上旬を今のところ予定をさせていただいております。これからチケット等の準備等ありますので、すいません、そういうところになります。

すいません、修正をさせて。中旬になります。すいません。申し訳ありませんでした。

（委員堀徹男君「そうでしょう」と呼ぶ）

○委員長（古嶋津義君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） 終わりがですね、先ほどの乗られた後の換金とか、事業者さん等の事務処理があるからということで5000冊というのもあったんでしょうけど、2月の末までの予定とされているということは、事業者さんとしてはですね、できるだけ長い期間、市民の方に対してもやっぱり長い期間、いっぱいいっぱいですね、使われたほうが、事業の効果としてはあるんじゃないかなと思うんですけど、2月末に設定をされた理由ですね、それはなぜかというのと、3月にまで入ってもできないものかなと、1日でも長くですね。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（角田浩二君） すみません、失礼いたします。

御説明が1つ抜けていたところがありました。今回のタクシーチケット事業がですね、県のちょっと補助金を使いまして、県の補助金の期限が2月末ということになっておりますので、それも合わせてこの期間とさせていただいております。

申し訳ございませんでした。（委員堀徹男君「それがあればいいのにね」と呼ぶ）

○委員長（古嶋津義君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい、分かりました。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありません

か。

○委員（堀 徹男君） タクシーチケットの次に、高速バスの運賃割引の件についてお尋ねしたいんですが、こちらは、どちらかというと空港まで行かれる市民の方のパーセンテージはそこまで高くないのかなと。観光客の方が熊本空港から乗られて、それから八代市内で仕事されたり観光したりとか、お帰りになられる際に乗るといような、受け手側としてはそういった事業になるのかなと思うんですが、いかんせんですね、新型コロナウイルス感染症対策事業ということで、事業者さんの経営支援ということもですね、大きくその背景にあるというふうには理解をしておりますが、この事業の内容がですね、1回の利用につき500円割引ということでお伺いしてるんですが、たしか2300円ぐらい、たしか今、片道かかります。で、どういったですね、販売方法、この仕組みがよく分からないもんですから、どこで誰がどういうタイミングで買って乗られるのか。500円の割引のそのやり方ですよ。チケットが2300円だけでも、それが1800円で買えるのかとか、どんなスタイル、やられているのかなと。やり方がです。実際、購入の仕方です。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（角田浩二君） 販売方法についてでございますが、もうそもそも販売の時点から、500円を引いた価格でチケットを販売させていただくという方法を取っております。（委員堀徹男君「なるほど」と呼ぶ）以上です。（委員堀徹男君「分かりました」と呼ぶ）

○委員（堀 徹男君） それでは、これもたしか前回、前々回ともう3回目の事業じゃないかなと思うんですけど、こちらのほうのですね、販売実績も教えていただければと思います。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（角田浩二君） 前回、この事業を令和3年度、させていただいてるところなんです、そちらのほ

うでも完売をさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） ありがとうございます。

1万冊、1万枚分ということでよろしいかと思うんですけど、それだけ乗車されるお客さんが、1万人乗降客があったということで、チケット……、それ以上ですね、ということではよろしいんですかね。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（角田 浩二君） 失礼いたします。

販売実績でいきますと、そのようなこととなります。

○委員（堀 徹男君） ありがとうございます。

そんだけ利用がですね、あるというふうに、いいことだったのかなというふうに思っています。事業者さんもですね、それが支援につながればありがたい路線なので、いいことじゃないかなというふうに、前向きには捉えております。

最後に、乗車券等というの、乗車券以外に等は何を指すのかなあと。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（角田 浩二君） 失礼いたします。

等につきましては、回数券も含めて入れております。

以上となります。

○委員（堀 徹男君） 委員長、分かりました。ありがとうございました。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（山本敬晃君） 先ほどの人事関係一般

事務事業についてですけども、あくまで強制じゃなくて任意ということでしたので、マイナンバーを取得されない職員の方がですね、そのことで不利益を被らないようにですね、そういった御対応をお願いしておきたいと思います。

以上です。

○委員長（古嶋津義君） ほかに意見ありませんか。

○委員（堀 徹男君） タクシーチケットの事業です。

これはやっぱり市民の皆さん、特に高齢者の方、免許返納された方、ニーズがあって、サービスとしてはですね、大変やっぱり喜ばれる事業じゃないかなと思うんですね。

財源としては、コロナの国庫支出金ということでね、限られてはいると思うんですが、ほかに財源をどこから見つけてくるかという話もあるとでしょうけど、その市民のニーズとのマッチング、特に高齢者の方で免許返納された足の確保という観点ではですね、非常にいい事業じゃないかなと思うんですね。今後もですね、財源をどこから出すかという話にはなっとでしょうけど、政策としてですね、実現できるように、少しでも考えていただければなと思います。

以上です。

○委員長（古嶋津義君） ほかに意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第64号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）

○委員長（古嶋津義君） 次に、議案第74号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等及び歳出の第2款・総務費について、財務部から説明をお願いします。

○財政部次長（岩瀬隆敏君） 財務部の岩瀬でございます。引き続き、よろしくお願いたします。失礼しまして、着座にて説明いたします。

それでは、お手元のタブレットにて議案第74号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第6号をお願いいたします。

1ページをお願いします。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ11億9890万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ663億1450万円としております。

また、第2条で債務負担行為の補正をお願いしておりますが、内容につきましては、3ページの表で説明いたします。

それでは、3ページをお願いします。

第2表、債務負担行為補正としまして、訴訟事務委託（DV等支援措置）でございます。これは、DV等支援措置関係損害賠償請求事件として、当市が訴えられ、本年7月20日に熊本地裁で原告請求棄却の判決があったものの、これを不服とした原告が、福岡高裁へ控訴したことから、その訴訟関係経費を補正するものでございます。今後の訴訟関係経費に支障が出ないよう、期間を令和4年度から訴訟契約終了まで、限度額を訴訟により決定した額としているところでございます。

続きまして、歳入の内容でございます。

7ページをお願いします。

上段の表、款1・市税、項2、目1・固定資産税、節1・現年課税分で84万2000円を追加しております。今回の補正予算の一般財源とするものでございます。

次に、中段の表、款15・国庫支出金、項1・国庫負担金、目2・衛生費国庫負担金、節1・保健衛生費負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金は、1億7600万円を追加しております。これは、新型コロナウイルスワクチンの臨時予防接種に関する関係政省令が改正され、オミクロン株対応ワクチン接種が、9月20日より特例臨時接種として実施されることとなったため、接種に必要な経費に係る国の負担金で、交付率は10分の10でございます。

次に、下段の表、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金のマイナンバーカード交付事務費補助金は、1524万円を追加しております。これは、マイナンバーカードの交付を推進する番号制度導入事業に必要な経費を補助する国の補助金で、補助率は10分の10でございます。

その下、目2・民生費国庫補助金、節1・社会福祉費補助金の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金は、10億681万8000円を追加しております。これは、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり5万円の価格高騰緊急支援給付金を給付するために必要な経費を補助する国の補助金で、補助率は10分の10でございます。

以上が歳入の説明でございます。

引き続き、歳出のうち総務費を説明いたします。

8ページをお願いいたします。

上段の表になりますが、款2・総務費、項3、目1・戸籍住民基本台帳費で1608万2

000円を追加しております。このうち、まず、説明欄1つ目の番号制度導入事業1577万9000円は、本市におけるマイナンバーカードの交付率を早急に高めることを目途に、マイナンバーカード普及促進室を設置し、市内全域にて出張申請を展開する上で、ゆめタウン八代店内に申請窓口としてサテライトを開設すること、また、コンビニエンスストアで証明書を発行する際、マイナンバーカードを利用した場合、手数料を300円から200円に減額することなどを実施する経費でございます。

次に、説明欄2つ目のDV等支援措置訴訟関係事業30万3000円は、先ほど繰越明許費の補正で申しました訴訟に係る弁護士の着手金等の訴訟関係経費でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（古嶋津義君）** それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

**○委員（山本敬晃君）** 番号制度導入事業についてですけども、交付率が県内平均を下回っているという状況ということですけど、現在の交付率と、この事業によってどこまでその交付率を上げていくのか、その目標値があれば教えてください。

**○市民課長（上角愛美子君）** 失礼します。

現在の八代市の交付率ですけども、8月末日現在で39%となっております。県平均は46.8%ということですので、下回っているという状況にあります。

今後の目標ですけども、まずは県平均を上回るということで、国も100%を目指してということをやっておりますので、本市もそれを目指していきたいと思っております。

以上です。

**○委員長（古嶋津義君）** ほかにありませんか。

**○委員（堀 徹男君）** 今の番号制度、マイナンバーの導入のですね、市内の交付率が今39%とお伺いしたところですが、どうやって数字を上げていくかという方策を生み出すには、なぜ上がらないのかという原因を探っていくということが大事なんじゃないかなと思うんですよ。なかなか交付に至らないという原因を分析するというのは難しいんでしょうけど、どのように捉えていらっしゃるのかなあというふうにお伺いしたいと思います。

**○市民課長（上角愛美子君）** 本市の年代別の交付率というのを出示しておりますけれども、大体満遍ないという状況ではありますけれども、取得率が多いのが、60代、70代ということになります。やはり少ないのが働く世代、それ以下ですね、ということになりますので、そういったところをターゲットにして考えております。ですので、市内の企業であるとか、事業所、それから、地域であるとか、小さな団体であるとか、そういったところも含めて、出張申請だとか、そういったことをやっていきたいと思っております。

また、商業施設でのイベントでありますとか、そういったところもですね、併せまして、土曜日、日曜日でも申請ができるというようなところを考えております。

以上です。

**○委員長（古嶋津義君）** いいですか。

**○委員（堀 徹男君）** 以前ですね、いつだったかな、総務省から、この番号制度の交付の取得率が上がらないと特別交付税を減額するとかというような記事を読んだことがあるんですけど、現状ですね、そういった通達といいますか、というのは実際あってるのか、どういった状況なのかというのは、教えていただければと思います。

**○財政課長（續 良彦君）** 財政課の續でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま御質問がありました交付税の減額のことかと思いますが、それにつきましては、特段まだ詳しい情報のほうは、私どものほうにも届いておりませんので、まだちょっと詳細のほうは私どものほうでも把握はしておりません。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） ありがとうございます。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（山本敬晃君） 安い手数料の件ですけれども、住民票の写しが300円から200円になるというところで、収入への影響額とかが分かればですね、教えていただきたいのと、熊本市はたしかその400円を200円ということで大体半額になってるんですけど、やっぱりこれを300円から200円じゃなくて150円とか、そういったことは可能なんですか。

○市民課長（上角愛美子君） 失礼します。

本市への影響額でありますけれども、今年度分として考え、件数からはじき出したところによりましては、約53万円ほどの減という、収入額がですね、減となる予定となっております。

他市の状況ですけれども、熊本市が400円を200円にしております。ほかに、菊池市が300円を200円に、それから、宇城市が300円を150円にというようなところになっております。

以上です。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（堀 徹男君） その番号制度の導入事業の件で御説明をいただいてですね、分かった

ところなんですけど、私がお聞きした範囲の話になりますけど、カードをですね、手続するのに、やっぱりゆめタウンさんですか、そういった大きな郊外店舗あたりに休みの日に行ったときに、たまたま見かけてつくったよというようなお声もあります。それと、一番のネックは写真だったんですよね。どっちだったかな、市役所でも作られてるのかな。たしか写真がその場で撮れたので助かったというようなお話もあったので、まだまだですね、効率を上げる手だてとしては、まだ打てるものがあるのかなというふうに思っていますので、ぜひお話をですね、たくさん聞いて、改善につなげていただければと思います。

以上です。

○委員長（古嶋津義君） ほかに御意見ありませんか。

○委員（山本敬晃君） 今の手数料の額の件ですけれども、300円から150円にされた自治体際あるということなので、ぜひ、交付率アップのためにもですね、さらなる減額等をですね、検討いただければと思います。

以上です。

○委員長（古嶋津義君） ほかに意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第74号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため小会します。

（午前11時08分 小会）

(午前11時09分 本会)

◎議案第65号・八代市過疎地域持続的発展計画の変更について

○委員長(古嶋津義君) 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

議案第65号・八代市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とし、説明を求めます。

○企画政策課長(政策審議担当兼務)(角田浩二君) 皆さん、こんにちは。(「こんにちは」と呼ぶ者あり)企画政策課、角田でございます。よろしくお願ひいたします。着座にて御説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議案書1ページをお願いいたします。

議案第65号・八代市過疎地域持続的発展計画の変更についてとなります。

提案理由といたしましては、令和2年国勢調査の結果に基づき、鏡町が過疎地域に追加されたことに伴い、過疎地域持続的発展計画を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定において準用する第10条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願ひいたします。

議案書と別にですね、資料のほう、お配りさせていただいております。右肩のほうに議案第65号総務委員会資料と記載されているものでございます。こちらを使って御説明をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

まず、御審議いただきます過疎地域持続的発展計画についてですが、過疎地域持続的発展の支援に係る特別措置法に基づき、過疎地域として指定された市町村が、地域の持続的発展を図るため必要な事業計画を策定し、国の承認を受け、目的の達成のための事業を行うための計画でございます。この計画を作成することによ

り、計画に定められた事業への過疎対策事業債の活用や国庫補助金のかさ上げなどの支援措置を受けることができることとなります。

先ほども提案理由のほうで御説明いたしましたが、今回、計画の改正の趣旨でございますが、令和2年の国勢調査の結果により、過疎地域を追加する規定が設けられておりまして、令和2年国勢調査において、旧鏡町が過疎地域として該当することになり、令和4年4月1日に指定を受けましたことから、計画を変更するものでございます。

資料の1を御覧ください。

こちらが、鏡町が過疎地域に指定された要件についてになります。こちらについて御説明をさせていただきます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法においては、人口要件と財政力要件をもって過疎地域の判定をすることとなっております。

人口要件といたしましては、指標として挙げております旧鏡町の高齢者比率(65歳以上)、それと、若年者比率(15歳以上30歳未満)、八代市全体の人口減少率(長期40年)を基に判断をすることとなります。

判断方法といたしましては、高齢者比率、若年者比率のいずれかを満たした場合、その後、人口減少率の判定を行うこととなります。

鏡町におきましては、若年者比率が11%と、基準値の11%以下をとなり、人口減少率が基準値25%以上の減少に比較しますと27%と、条件を満たしますことから、人口要件を満たすこととなりました。

また、財政力要件の判断といたしましては、指標として挙げております財政力指数、直近3か年の平均で判断することとなっております。八代市の財政力指数が0.51で、基準値である0.64以下を下回ることから、財政力要件を満たすこととなりました。

そこで、人口要件、財政力要件の両方を満たしたことで、旧鏡町は過疎地域と判定され、指定を受けることとなったものでございます。

次に、資料の2を御覧ください。

こちらは、今回の計画の見直しの内容の主なものを挙げたものとなります。

今回は、鏡町が過疎地域に追加されたことによる見直しとなりますので、鏡町に係る事業が主となります。

過疎計画は、御覧のとおり移住・定住から地域文化等の振興等と多岐にわたる計画となっており、今回の計画の見直しにおきましても、関係各課にも照会をかけ、決定をしているところでございます。

また、鏡町の内容に限らず、過疎地域に関わる新たな施策等に修正が必要となったものについては、追加等を行っております。その結果、鏡町関係で84事業、その他といたしまして13事業を追加しております。

今後の行程でございますが、議会での議決をいただいた後、熊本県を通じ、直ちに主務大臣へ提出いたします。

以上で議案第65号・八代市過疎地域持続的発展計画の変更についての御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

**○委員長（古嶋津義君）** それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（古嶋津義君）** なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（古嶋津義君）** なければ、採決いたします。

議案第65号・八代市過疎地域持続的発展計画の変更については、可決するに賛成の方の挙

手を求めます。

（賛成者 挙手）

**○委員長（古嶋津義君）** 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部入替えのため小会いたします。

（午前11時16分 小会）

（午前11時18分 本会）

**◎議案第68号・八代市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について**

**○委員長（古嶋津義君）** 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第68号・八代市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

**○人事課長（田中博己君）** 人事課の田中でございます。どうぞよろしく願いいたします。着座にて説明をさせていただきます。

議案第68号・八代市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案書は7ページからになります。

また、議案書と別に配付しております資料、右肩に議案第68号関係資料と記載されているものを使って説明させていただきます。

まず、改正の趣旨でございますが、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に関して、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児休業の取得回数制限が1回から2回までに緩和されたこと等を受け、法の施行に当たって必要な事項を定めるものでございます。

次に、2、改正の概要について御説明いたします。大きく3点ございます。

（1）非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和でございます。非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、子が1歳6か月になる日までに任期が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでないとの



要件を、子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、子の誕生日から57日目より6月を経過する日までと緩和するものでございます。

(2) 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の柔軟化でございます。非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の開始日を1歳(または1歳6か月)到達日の翌日に限定していたものを、本人と配偶者の育児休業に切れ目がなければ、1歳(または1歳6か月)到達日の翌日に限定しないとするものでございます。また、子が1歳以降の育児休業の再取得はできないとしていたものを、特別の事情がある場合には、1歳以降の育児休業の再取得ができるとするものでございます。

(3) 再度の育児休業取得に係る特別の事情の見直しでございます。育児休業は、一人の子につき2回が原則であります。特別の事情に該当する場合は、再度取得することができることとしております。今回の法改正により、特別の事情を次のように見直すものでございます。

①同一の子について再度の育児休業をする予定がある場合は、最初に育児休業を請求する際に、育児休業等計画書を併せて提出する必要があるりましたが、原則2回まで育児休業することができることとなったことを踏まえ、特別の事情から、「育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合」を削除するものでございます。

②現在、任期を定めて採用された職員は、任期の末日を超えて育児休業することができず、任期の末日まで育児休業をしている場合に、任期の更新または引き続いての採用がなされるときは、更新前の任期の末日の翌日または引き続いての採用の日を育児休業の期間の初日として、再度の育児休業をすることができるというものでございます。

以上が条例改正の説明となります。

最後に、3、施行日については、公布の日、

令和4年10月1日から適用としております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長(古嶋津義君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

○委員(堀 徹男君) 対象となられる方の人数みたいなのって、大体、直近でいいんですけど、把握されたりとかってというのは、そういうのはありますか。

○人事課長(田中博己君) 令和2年度で3名ほど、令和3年度で9名ほど、こちらのほうでは把握をしております。

○委員(堀 徹男君) 分かりました。

○委員長(古嶋津義君) よろしいですか。

○委員(堀 徹男君) はい。

○委員長(古嶋津義君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古嶋津義君) なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古嶋津義君) なければ、これより採決いたします。

議案第68号・八代市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(古嶋津義君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第69号・八代市職員退職手当支給条例の一部改正について

○委員長(古嶋津義君) 次に、議案第69号・八代市職員退職手当支給条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（田中博己君） 議案第69号・八代市退職手当支給条例の一部改正について御説明いたします。

議案書は11ページからでございます。

また、議案書と別に配付しております資料、右肩に議案第69号関係資料と記載されているものを使って説明させていただきます。

まず、1、改正の趣旨でございますが、雇用保険法等の改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

次に、2、改正の概要について御説明いたします。

(1) 雇用保険法の改正に伴うものにつきましては、退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法の失業等給付相当額に満たず、一定の期間失業している場合は、その差額分を失業者の退職手当として支給される制度に係る改正でございます。失業者の退職手当の受給資格を有する退職者が事業を開始した場合に、その事業の実施期間を上限4年として、受給期間に算入しないこととする特例を新設するものでございます。

(2) 職業安定法の改正に伴うものにつきましては、本市条例で参照しております職業安定法の項号が繰り下げられたことに伴い、対応する項号を改正するものでございます。

(3) 国家公務員退職手当法の適用を受ける非常勤職員等についての改正に伴うものについては、国の非常勤職員に係る退職手当の適用要件が緩和されたことに伴い、改正するもので、具体的には、非常勤職員の退職手当の適用要件のうち、常勤職員の勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったものと定められているものについて、18日以上とある要件を要勤務日数が少ない月については、日数に応じて17日や16日に緩和するものでございます。

最後に、3、施行日につきましては、公布の

日から施行するとしております。

なお、改正の概要のうち、項目の(1)の失業者の退職手当の受給期間に係る改正と、

(3)の退職手当の適用要件に係る改正については、令和4年10月1日からの適用とし、同日以降の計算において適用するものとしたしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第69号・八代市職員退職手当支給条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号・職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○委員長（古嶋津義君） 次に、議案第70号・職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（田中博己君） 引き続き、よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

議案第70号・職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書は13ページからになります。

また、議案書とは別に配付しております資料、右肩に議案第70号関係資料と記載されているものを使って説明させていただきます。

まず、1、改正の趣旨でございますが、国家公務員については、国家公務員法等の一部を改正する法律の制定により、定年が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢による降任、いわゆる役職定年制及び定年前再任用短時間勤務の制度が設けられることとなりました。

地方公務員については、国家公務員を基準として条例で定年を定めることとされており、地方公務員法の一部を改正する法律の制定により、国家公務員と同様に定年引上げに伴う措置を講ずることとされております。

これらの改正法が令和5年4月1日から施行されますことから、本市におきましても、国家公務員の取扱いを基準として、条例等で定年の段階的引上げ等を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、2、制度改正の概要について御説明いたします。

(1) 定年の段階的引上げについては、現行60歳の定年を、段階的に2年ごとに1歳ずつ引き上げて65歳とするものでございます。制度の完成は令和13年度となります。

資料に記載してはございませんが、定年年齢が2年ごとに1歳引き上げられますので、制度の完成まで2年ごとに定年退職者がいない年度がございます。定年退職者がいない年度は、令和5年度、令和7年度、令和9年度、令和11年度、令和13年度となります。

次に、(2) 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入でございます。管理監督職の職員の勤務上限年齢を60歳とし、60歳に達

した日以後の最初の4月1日に、管理監督職以外の職、課長補佐級の職に降任させるというものでございます。

これは資料に記載はございませんが、管理監督職である役職について年齢に上限を設けるものでございまして、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持することが目的とされております。

なお、管理監督職の範囲は、審議員を含む課長級以上の職員でございます。

また、こちらも記載はしていませんけれども、課長補佐級までの管理職員については、監督職、いわゆるライン職から外れまして転任するものとしております。

資料は、次のページになります。

(3) 定年前再任用短時間勤務制の導入等でございます。

① 定年前再任用短時間勤務制の導入は、60歳から定年年齢まで、本人の希望により短時間勤務の職に再任用することができる制度を設けるものでございます。

② 暫定再任用制度は、定年年齢から65歳までの制度でございます。これは、定年年齢が65歳に引き上げられるまでの期間の暫定的な制度でございます。勤務形態の内容については、現行の再任用と同じ取扱いでございますが、現行の再任用制度が廃止され、新たな制度として導入されます。

資料では、定年年齢が62歳で65歳まで勤務する場合を例示しております。

形態①は、62歳まで常勤職員として勤務し、62歳の定年後、暫定再任用に移行するものでございます。暫定再任用は、現在の再任用制と同様の制度でございます。

形態②は、62歳の定年を前に、60歳まで常勤職員と勤務し、本人の希望で62歳まで定年前再任用短時間勤務を行い、定年年齢到達後の次年度からは暫定再任用制度に移行するもの

でございます。

ただいま申し上げた3点、定年年齢段階的引上げ、役職定年制の導入、定年前再任用短時間勤務制の導入等については、八代市職員の定年等に関する条例において主に規定しているものでございます。

次に、(4)60歳に達した職員の給与の取扱いでございます。

①給料月額7割水準でございますが、60歳を超える職員の給料月額は、60歳前の7割水準に設定することとされております。

資料の図で示した例で御説明いたします。

①給料月額7割水準の下の図を御覧ください。

図の上段が、管理監督職以外の職の定年引上げ後の給料について、下段が、管理監督職が降任した場合の定年引上げ後の給料について、金額等をお示ししたものでございます。

まず、上段の管理監督職以外の職、例えば課長補佐級の職員については、60歳時点で5級93号給の場合、降格などはありませんが、給料月額39万3000円から30%が減額され、70%の27万5100円が支給額となります。なお、この場合、級・号給の格付に変更はございません。

次に、下段の管理監督職ですが、管理監督職である部次長職から、5級の課長補佐級の主幹に降任する場合で作成しています。降任前に7級35号給であった場合、まず、降任に伴う降格で5級93号給の格付となります。次に、給料月額39万3000円から30%が減額され、給料月額は27万5100円となります。

一方で、降任前の給料月額42万9900円から30%減額した給料月額は30万9000円となり、降任前の給料月額の70%と、降任後の給料月額の70%とに差額が生じております。この差額については、管理監督職勤務上限年齢調整額として支給されることとなります。

ここでは、2万5800円が別途調整額として加算され、トータルの支給額が30万9000円となり、降任前の元の給料月額70%が支給される仕組みとなっております。

続きまして、資料は次のページになります。

②退職手当でございます。

(ア)退職事由でございますが、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、60歳に達した以後、非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、退職事由を定年退職として算定することとなっております。言い換えますと、60歳を超えていれば、自己都合による退職の支給率は適用せずに、有利なほうである定年退職の支給率を適用するというものでございます。

次に、(イ)ピーク時特例でございますが、60歳を超える職員の給料月額が7割水準となる場合、減額前の給料月額を退職手当の基礎とするピーク時特例を適用するものとしております。これは、退職手当算定上の給料月額までもが7割水準と不利にならないように、60歳までの期間と60歳以降の7割水準の期間とを分けてそれぞれ計算し、合算するというものでございます。

前段の①給料月額7割水準は、八代市一般職の職員の給与に関する条例において規定し、後段の②退職手当については、八代市職員退職手当支給条例において規定しているものでございます。

次に、(5)情報提供、意思確認については、職員が60歳に達する年度の前年度、すなわち59歳に達する年度において、60歳以降の任用、給与、退職手当に関する情報を提供し、勤務の意思を確認するよう努めることと法律上も明記されております。こちらは、今回、八代市職員の定年等に関する条例において規定したところでございます。

次に、(6)用語の整理、地方公務員法の条

項ずれ等の改正については、今回の定年引上げに係る制度の導入に当たり、地方公務員法改正法において条項ずれや削除された項がございますので、本市の条例で引用しているものについて、併せて改正を行うものでございます。条項ずれや削除となる条項は、資料に記載のとおりでございます。

以上が条例改正の説明となります。

最後に、施行日でございます。施行日は令和5年4月1日でございますが、改正附則第12条、情報提供、意思確認の規定については、公布の日からといたしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ございませんか。

○委員（堀 徹男君） 年金支給が延びたということがですね、これ、一番大きい、こういうことにつながっていくんだろうとは思いますが、職員さんの定年が延びるということは、その分、職員さんの人件費もですね、相当発生してくるということだろうと思うんですよね。制度の完成までの間にですね、60歳で定年されるというね、計算でされてきた方々が、何人ずつぐらい残っていかれるのかな。現況ですね。選択があるとかないとかってね、いうのはお伺いしましたけど、その数字みたいな、何年度には何人、今のところ、全員継続を希望された場合ですね。

○人事課長（田中博己君） 制度の完成まで10年ございまして、130人退職予定でございます。

○委員（堀 徹男君） はい、分かりました。

○委員長（古嶋津義君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質

疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これよい採決いたします。

議案第70号・職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため小会いたします。

（午前11時42分 小会）

（午前11時44分 本会）

◎議案第75号・八代市手数料条例の一部改正について

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、議案第75号・八代市手数料条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○市民課長（上角愛美子君） 市民課の上角です。座って説明をさせていただきます。失礼いたします。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第75条・八代市手数料条例の一部改正について。

個人番号カードを利用してコンビニエンスストア等に設置する端末機から住民票の写し等の証明書等を交付する際の手数料を改正するに当たり、条例の一部改正が必要となったことから提案するものでございます。

現在、コンビニエンスストアに設置しております端末機から、市民が個人番号カード、マイナンバーカードのことですけれども、この個人番号カードを利用して交付する証明書は4種類あります。所得・課税証明書、印鑑登録証明

書、住民票の写し、住民票記載事項証明書の4種類で、これらの交付手数料は、市役所窓口での交付手数料と同額の300円と規定しております。

今回、このコンビニでの交付手数料をそれぞれ100円ずつ減額し200円とすることで、コンビニと市役所窓口での交付手数料の差別化を図り、マイナンバーカードの普及促進につなげるものでございます。

コンビニにおける交付手数料の減額につきましては、国がマイナンバーカードの普及策として提唱していることの1つで、県内では、熊本市や宇城市などが既に実施しております。

本市では、平成28年6月からコンビニでの証明書交付を開始しておりますが、マイナンバーカードの普及に伴い、コンビニでの利用件数は年々増加している状況です。

マイナンバーカードの普及率の向上には、市民にマイナンバーカードの利便性など、より身近に感じていただく機会が必要と考えることから、今回、コンビニの手数を市役所の窓口より安く設定することで利用につなげ、市民の負担軽減はもとより、窓口の混雑解消や待ち時間の短縮を図ってまいりたいと考えております。

次に、条例の改正内容でございます。

議案書は2ページになりますが、お手元の新旧対照表にて御説明をいたします。

表の右側が現行の条例、左が改正案となっております。

今回改正する手数料につきましては、現行第2条第1号の所得・課税証明書、第10号・印鑑登録証明書、第13号・住民票の写し、第14号の住民票記載事項証明書の4つの300円につきまして、個人番号カードを利用してキオスク端末により交付する場合にあっては200円という一文を追記し、交付手数料を安くするものでございます。

このキオスク端末といいますのは、コンビニ

に設置してありますコピー機で、証明書を発行する機能を持つ端末でございます。

なお、現行の第13号に関しましては、住民票と戸籍附票の写しで、コンビニ交付の対応が異なりますことから、13号と14号の2つに分け、表記をいたします。また、これに伴い、従来の15号以降の号が1つつ繰り下がり、全139号となるものでございます。

施行期日は、令和4年12月1日を予定しております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

**○委員長（古嶋津義君）** それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

**○委員（堀 徹男君）** これまでの発行、交付実績数というのは出てると思うんですけど、この100円ずつですかね、減額することによって、この手数料の収入の部分が年間どれぐらい減収といたしますか、なるところが数字的には大体データとしてありますか。

**○市民課長（上角愛美子君）** 交付件数、年々伸びておまして、令和3年度で6609件の発行がございます。今年度も、これまでの伸び率を考えてみますと、令和4年度の見込みとして1万1000件以上というところを見込んでおります。

今年度、12月1日以降の影響額につきましては、先ほどの補正予算のところでお説明いたしましたように、50万円少しというところで影響額として考えておりますが、年間1万1527件ということをお考えますと、今後また増えてくることも考えますと、年間150万ほどの収入の減というふうには考えております。

**○委員（堀 徹男君）** ありがとうございます。

**○委員長（古嶋津義君）** ほかにありませんか。

○委員（高山正夫君） コンビニ使えば、例えば宇城市とか熊本市とか、先ほど山本委員から質問がありました150円とかですね。

私がちょっとお尋ねしたいのが、いわゆるコンビニというのは全国チェーンになってます。例えばセブンイレブンなりファミリーマートとかあるかと思うんですけど、その辺りで、例えば八代市の分が200円、宇城市の分が150円といった場合、例えば宇城市のコンビニで納付とか可能なんですかね。そういった、何ですか、宇城市が150円、八代市が200円ということで、その契約自体は本部を通じてされるのか、各店舗でされるのかですね。その辺りがちょっと不明なものですから教えてください。

○市民課長（上角愛美子君） これは、システムをですね、改定をして、八代の分は300円を200円にするということで、システムの改修を行います。なので、よその例えば宇城市で八代の分を取るとすると、200円で取るというような形になります。（委員高山正夫君「それは、まさにシステムでしょうからですね」と呼ぶ）はい。以上です。

○委員（高山正夫君） 将来的には、利用件数が増えることによって、その減額した分、例えば本所での人件費の削減などもあるかと思えます。そういったところがデジタル化の意味もあるんでしょうから、引き続き頑張っていただきたいと思えます。意見でございます。すみません。

○委員長（古嶋津義君） 意見だそうです。  
ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） コンビニ交付あたりでできる証明のこの交付の種類が4種類だったということなんですけど、ほかにですね、例えば身分証明とかですね、ほかに役所に行かないとできないような交付の種類がありますよね。この4件以外の証明がコンビニあたりの機械で交付できるのか、それとももうそもそも法

令で窓口でないとできないのか。要は、せっかくマイナンバーカード作ればね、身分証明でもコンビニ交付の機械でできるんだよということなのか、それは、いや、できませんよという。その辺のこの4つ以外の証明について。市民課あたりでですね、するような証明の交付なんですけど、可能性としてはどうなんですかね。法令でこれ以上はできませんとか。

○市民課長（上角愛美子君） 他市もですね、交付をしているものとしてないものとあるんですが、この実際うちでやっているものについては、交付数が多いものというところで今ですね、考えておりますけれども、今後、マイナンバーカードが普及が進んで便利になるということでありますので、今後はですね、そういったほかの証明書についても考える余地はあるかと思っております。

○委員（堀 徹男君） 私の例なんですけど、身分証明書をですね、取ろうと思って、もうコンビニ交付でできるんだろうと思って行ったところ、できないと。該当しなかったということで、役所の窓口でしかもらえないということで、聞いたらですね、それは本人確認が必要だからということがおっしゃったんですけど、システム改修して、マイナンバーカードが本人確認ができるカードなので、問題がなければですね、できるに越したことはないだろうと。何でもかんでもですね。せっかく作るんだから。マイナンバーカード作っというて、これはできません、あれはできませんと言われるじゃあね、作る意味がないと、その時思ったんですけど。

新たな交付の種類を増やすとしたら、システム改修とかね、そういったものにお金がかかったりとか、そこまで件数がないからコスト的に見合わないということであるのかなと思って。そこら辺はどうなんでしょうね。今、ある程度お答えになったとは思いますが。

○市民課長（上角愛美子君） やはり取れるメニューを増やせばそれだけシステムの改修費はもちろんかかりますので、そういったところの費用面のこととかですね、そういったところも考え合わせて上で、住民サービスというのをですね、一番に考えて、今後も検討を続けていきたいと思ひます。

○委員（堀 徹男君） はい、分かりました。ありがとうございます。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第75号・八代市手数料条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部は退出願ひます。

（執行部 退席）

○委員長（古嶋津義君） 以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

## ◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査

## ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（古嶋津義君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の2件です。

当委員会の所管事務調査について何かありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件について、お諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思ひますので、引き続き、閉会中の継続調査の申出をしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了しました。

これをもって総務委員会を散会いたします。

（午前11時58分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和4年9月30日

総務委員会

委員長